

平成30年度 第1回 豊田市廃棄物処理施設等審査会 次第

日 時：平成30年4月16日（月）
午前10時～

場 所：豊田市役所 環境センター3階
環境部会議室

1 あいさつ

2 議 事

（1）平成29年度第1回当審査会における質問への回答について

（2）当審査会の意見について

3 その他

（資料）

資料1 平成29年度第1回当審査会における質問への回答について

資料2 当審査会の意見（案）

平成 29 年度第 1 回当審査会における質問への回答について

番号	質問	回答
1	航空写真では、既存の処分場以外に今回の拡張場所も含め、すでに森林を開拓している箇所があるが、その経緯と目的	<p>【経緯】</p> <p>H2年3月 大矢開発(株) (以下「甲」という。) が、砂利採取許可を取得</p> <p>H8年10月 甲が、産業廃棄物処理施設設置許可(愛知県)を取得</p> <p>H10年3月 甲が、産業廃棄物処分業許可(愛知県)を取得</p> <p>H21年1月 (株)相建(以下「乙」という。) が、甲から産業廃棄物処理施設を譲受け、豊田市より産業廃棄物処分業許可を取得</p> <p>H26年6月 第一次拡張計画「産業廃棄物処理施設変更許可申請」が、豊田市より許可。～現在に至る。</p> <p>【目的】</p> <p>森林の開拓箇所は、すべて甲の砂利採取跡地である。</p>
2	近年、全国的に発生しているゲリラ豪雨等による、廃棄物法面崩壊等の周辺住民への影響予測と対策	<p>【影響予測】</p> <p>自然の状態よりも締め固められているため、法面崩壊の可能性は極めて少ないと思われる。甲乙が事業開始以降、ゲリラ豪雨は何度かあったが、法面崩壊等の事象は発生していない。</p> <p>【対策】</p> <p>法面に種子吹付けを施し、洗掘を防止し、土砂流出防止堤を設ける。また、大雨時に可能な限り速やかに法面等を確認し、崩壊等が認められた場合は、速やかに修復等を実施する。</p>
3	処分場への搬入道路脇等の植林を早めることで、周辺住宅地からの景観保持や風を弱めることによる粉じん対策ができるという意見に対する検討結果	<p>事業開始後、速やかに植林をする。このことについては、地権者の承諾ももらっている。また、状況に応じて、粉じん対策として、場内搬入道路の舗装を検討する。</p>

(案)

平成30年 月 日

豊田市長 太田 稔彦 様

豊田市廃棄物処理施設等審査会
会長 山澤 弘実

豊田市廃棄物処理施設等審査会意見について

平成29年11月14日付けで株式会社相建から申請のあった産業廃棄物処理施設変更許可申請について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2第3項の規定により、生活環境の保全に関する意見を別紙のとおり提出します。

株式会社相建から提出された、産業廃棄物処理施設設置変更許可申請について、現時点において明らかになっている事業計画の内容を前提として、生活環境保全上の見地から慎重に検討を行った。

その結果、周辺地域の生活環境の保全及び周辺の施設について、適切な配慮がなされたものであると認められる。

なお、事業者は、申請書に記載された計画を遵守することはもとより、下記の事項に配慮して事業を実施されたい。

記

- 1 近年、全国的に発生しているゲリラ豪雨や大規模自然災害の対策を十分に行い、埋め立てられた廃棄物の流出等による周辺住民への影響を抑えるとともに、初動対応等、直ちに行動できる体制をつくること。
- 2 処分場への搬入道路脇等の植林を早めに進めるなど、周辺住民からの景観保持や粉じん飛散防止に努めるとともに、必要に応じて事業場内の散水や車両のタイヤ洗浄を行うこと。
- 3 騒音については、埋立作業に使用する機材及び車両の運転管理を適正に行い、低減に努めるとともに、万一、地域住民から苦情が申し立てられた場合は、誠実に対応すること。
- 4 廃棄物の埋立前の展開検査を徹底して行い、適正処理に努めること。
- 5 浸透水の水質検査については、適正に行い、異状が認められた場合は、速やかに原因を究明し、対策を講じること。
- 6 施設の維持管理に関する情報等については、積極的な公開等を行い、地域住民の信頼を得るように努めること。